安房郡市広域市町村圏事務組合消防本部
ソーシャルメディア運用指針

安房郡市広域市町村圏事務組合消防本部（以下「消防本部」という。）が運用するソーシャル・ネットワーキング・サービス（以下「ＳＮＳ」という。）の運用指針を次のように定め、組合が運用するＳＮＳでの全ての利用者（以下「利用者」という。）に適用します。本指針にご同意の上、ご利用いただきますようお願いいたします。

１　目的

安房郡市広域市町村圏事務組合消防本部（以下「消防本部」という。）の魅力を積極的に発信し、利用される住民の利便性の向上と安全安心情報の発信を図るため、公式の情報発信手段の一つとしてソーシャルメディアを運用するに当たり必要な項目について定めるものとする。

２　運用に当たっての基本原則

（１）地方公務員法をはじめとする関係法令及び消防本部の服務に関する規程等を遵守し、職員としての自覚と責任を持った情報発信を行うこと。
（２）発信する情報は、信頼性を確保し正確に記述するとともに、誤解を与えないような内容に努めること。
（３）利用するソーシャルメディアの運用ポリシーを遵守すること。

３　運用するサービス

消防本部が運用するＳＮＳは、次のとおりとします。
(1) X
　アカウント名：【公式】安房郡市広域市町村圏事務組合消防本部
(2) Instagram
　アカウント名：【公式】安房郡市広域市町村圏事務組合消防本部

４　運用管理者及び発信主体

消防本部が運用するＳＮＳの運用管理者は総務課長とし、発信主体は、消防本部に所属する職員とします。

５　情報の発信時間

ＳＮＳの運用時間は、土曜日、日曜日、祝日及び年末年始を除く午前８時３０分から午後５時１５分までとします。ただし、災害に関する情報及び運用管理者が必要と判断した場合は、この限りではありません。

６　発信する内容

運用するＳＮＳでは、消防本部における次の情報を発信します。

(1) 火災予防に関する広報
(2) 消防本部が主催又は参加するイベント
(3) 各種消防業務に関する情報
(4) その他消防本部に関する情報で、運用管理者が必要と認めるもの

７　運用するＳＮＳへの投稿等に関する対応

原則として、情報発信専用のため返信等は行いません。ただし、システム管理者が必要と認めるときは、返信等できるものとします。なお、火災、救急などの災害に関する通報は受け付けていませんので、緊急の場合には、１１９番通報をしてください。

８　知的財産権の帰属

知的財産権に関する取扱いは以下のとおりです。

(1) 消防本部が運用するＳＮＳに掲載されている映像、音声、画像、イラスト、掲載記事等に関する知的財産権（商標権、著作権等の全ての権利）は、消防本部又は正当な権利を有する者に帰属します。
(2) 内容について、「私的使用のための複製」及び「引用」など著作権法（昭和４５年法律第４８号）において認められた場合を除き、無断で複製及び転用をすることを禁じます。

９　禁止事項

消防本部が運用するＳＮＳを利用するに当たって、利用者が次のいずれかに該当する投稿を行った場合には、利用者に断りなく、全部又は一部の削除、その他必要な措置をとることができるものとします。

(1) 法令等に違反し、又は違反するおそれがあるもの
(2) 消防本部、他の利用者、特定の個人、企業、団体等をひぼう、中傷し、又は名誉若しくは信用を傷付けるもの
(3) 犯罪行為等を誘発又は助長するもの
(4) 本人の承諾なく個人情報を特定、開示、漏えいする等プライバシーを侵害又は侵害するおそれのあるもの
(5) 著作権、商標権、肖像権その他知的財産権を侵害又は侵害するおそれのあるもの
(6) 政治又は宗教的活動若しくは広告、宣伝、勧誘、営業活動等（ウェブサイトの紹介等含む。）営利を目的としたもの
(7) 記載された内容が虚偽又は著しく事実と異なるもの
(8) 人権、思想、信条等の差別を助長するもの
(9) 同一の利用者により繰り返し投稿されたもの若しくは同一内容又は内容が似通っているもの
(10) 他者になりすます等虚偽や事実と異なる情報及び正否を確認できない情報等を掲載するもの

(11) 有害なプログラムを使用若しくは提供するもの又はそのおそれのあるもの
(12) 上記のほか、消防本部が不適切と判断したもの

１０　免責事項

(1) 消防本部が運用するＳＮＳについては、細心の注意を払い情報を発信しますが、情報の正確性、完全性及び有用性について、完全に保証するものではありません。
(2) 消防本部は、利用者がＳＮＳを利用したこと、又は利用できなかったことによって生じるいかなる損害について、一切の責任を負いません。
(3) 消防本部は、運用するＳＮＳにおける利用者の投稿若しくは利用者間又は利用者と第三者間でトラブルや紛争などが発生した場合であっても、一切の責任を負いません。
(4) 運用するＳＮＳは、提供する各事業者のシステムによって運用されているため、それぞれのシステム運用や技術的な質問に関して、一切の回答をいたしません。

１１　個人情報の取扱い

消防本部が運用するＳＮＳにおいて取得した利用者の個人情報は、個人情報の保護に関する法律（平成１５年法律第５７号）及び安房郡市広域市町村圏事務組合個人情報の保護に関する法律施行条例（令和５年条例第２号）により適正に管理するものとします。

１２　その他の事項

本指針の内容は、消防本部ホームページに掲載して周知します。

また、本指針は必要に応じて変更することがあります。変更した際には、その都度ホームページにて周知します。

１３　適用

この指針は、令和８年１０月２０日から適用します。